

暮らしのお知らせ

あなたの声を聴かせてください

市長への手紙

「市長への手紙」は、市民の皆様

さんの市政に対する提言・要望・意見などを幅広く聴いて、今後の市政に反映するための制度です。

寄せられた意見は、市長が直接目を通し、回答を希望する人には書面またはEメールで回答します。回答には、1カ月程度の期間がかかります。

寄せられた意見の内容によっては、市の回答と併せて、広報なりたなどに無記名で掲載する場合があります。

なお、市政と関係のない内容や個人・団体を誹謗中傷する内容、政治・営業・宗教活動、選挙運動に関する内容は受け付けません。また「市長への手紙」として取り扱うことが適切でないと思われるものや、趣旨が不明確なものは回答できません。回答を希望する場合は、住所・氏名・電話番号を忘れずに書いてください。

市長への手紙

市役所や下総・大栄支所、公民館などの市の施設に専用の用紙（受取人払い）が置いてあります。

専用の用紙以外を利用する場合は「市長への手紙」と書いて、切手を貼って送ってください。

市長へのFAX

市内からは次の番号に送信してください。送信料はかかりません（コンビニエンスストアからは有料となる場合があります）。

0120・860・279

市外からは次の番号に送信してください。送信料がかかります。

FAX 0476・24・1086

市長への電子メール

市ホームページ内の「市長への電子メール」から送信できます。



市ホームページ

また、Eメール（mitsudan@city.narita.chiba.jp）も利用できます。

す。あらかじめ、このアドレスからのEメールを受信できるように設定してください。

道路・公園の損傷などについては連絡フォームから

市が管理する道路や公園の損傷などについては、連絡フォームから通報できます。



道路損傷等
連絡フォーム

早急な対応が必要な場合は、道路



公園損傷等
連絡フォーム

については道路管理課（市役所5階 ☎20・1551）、公園については公園緑地課（市役所5階 ☎20・1562）に連絡してください。

※くわしくは市民協働課市民相談室（☎20・1507）へ。

美しいまちをわたしたちの手で

環境美化運動

12月1日(日)を中心に、区や自治会、事業所などの協力を得て環境美化運動が実施されます。

この運動では、各地区の道路や公園などに捨てられた瓶・缶など

のごみ拾いを行います。

なお、個人や事業所で環境美化運動に参加する場合は、ごみ袋を配布しますので、事前にクリーン推進課（☎20・1530）へ連絡してください。

※くわしくは同課へ。

期間を延長します

マイナンバーカードを活用した実証事業

市では、救急現場で傷病者が持つマイナ保険証（健康保険証の利

用登録をされたマイナンバーカード）を活用した実証事業を、3月31日(月)まで期間を延長して行っています。

救急隊が必要な情報を閲覧することで、搬送する医療機関の選定や搬送先の病院で受け入れ前に行う準備に役立てられますので、マイナンバーカードの携帯をお願いします。

※くわしくは救急

課（☎22・127

3）または市ホー

ムページへ。



市ホームページ

外国人の皆さんへ

ごみの出し方・分け方パンフレット

市では、ごみの出し方が分かるパンフレットを外国語で配布しています。

対応言語＝英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語、ネパール語、シンハラ語

配布場所＝クリーン推進課（市役所5階）、市ホームページ

※くわしくは、クリーン推進課（☎20-1530）へ。



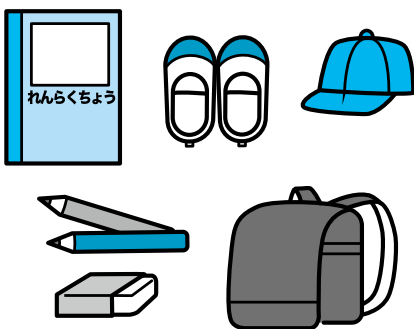
市ホームページ

入学準備学用品費を支給

就学援助

市では、経済的な理由で学用品費などの支払いが困難な児童・生徒の保護者を対象に援助を行っています。

令和7年度に入学する新小学1年生(義務教育学校の1年生を含む)・新中学1年生(義務教育学校



の7年生を含む)に、就学援助費のうち入学準備学用品費を支給します。

支給額 Ⅱ新小学1年生5万7、060円、新中学1年生6万3、000円

申請書配布場所 Ⅱ学務課(市役所5階)、子どもが入学する予定の学校

申請方法 Ⅱ12月2日(月)～1月31日

(金)に申請書と必要書類を、新小学1年生は学務課または入学予定校、新中学1年生は現在在籍している学校へ

※くわしくは学務課(☎20・1581)へ。

12月2日まで

個人事業税の納付

個人事業税の第2期分の納期限

は、12月2日(月)です。

コンビニエンスストアや金融機関などでの窓口納付のほか、地方税お支払サイトからのクレジットカード納付、スマートフォン決済アプリで納付ができます。

また、便利な口座振替も利用できます。

※くわしくは佐倉県税事務所(☎043・483・1114)へ。

自宅で手続きできます

スマートフォンで確定申告

マイナンバーカードとマイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンなどがあれば、自宅で確定申告ができます。

また、マイナポータルと連携すると、生命保険などの控除証明書や給与所得の源泉徴収票などの

確定申告



データを一括で取得し、自動入力されます(一定の要件を満たしている場合に限る)。

詳細は、国税庁ホームページで確認してください。



国税庁ホームページ

※くわしくは成田税務署(☎28・5151)、マイナンバーカードについては市民課(☎20・1525)へ。

年末調整が必要な人は申請を

確定申告のための書類

市では、確定申告に必要な納付済額のお知らせを1月下旬に送付します。年末調整で事前に必要なのは、次の窓口で申請してください。

なお、市が証明するのは普通徴収(納付書または口座振替での納付)の金額です。

今月の納期限

12月2日(月)

- ①国民健康保険税(第5期)
- ②後期高齢者医療保険料(第5期)
- ③介護保険料(第5期)

※くわしくは①納税課(☎20-1519)、②保険年金課(☎20-1547)、③介護保険課(☎20-1545)へ。

※くわしくは各問い合せ先へ。

介護保険料払込証明書

申請場所 Ⅱ介護保険課(市役所議

会棟1階)、下総・大栄支所

問い合わせ先 Ⅱ介護保険課(☎20・

1545)

1547)

問い合わせ先 Ⅱ保険年金課(☎20・

1547)

後期高齢者医療保険料払込証明書

申請場所 Ⅱ保険年金課(市役所1

階)、下総・大栄支所

問い合わせ先 Ⅱ納税課(☎20・1

519)

国民健康保険税払込証明書

申請場所 Ⅱ納税課(市役所2階)、

下総・大栄支所

問い合わせ先 Ⅱ納税課(☎20・1

519)

持ち物 Ⅱ本人確認ができる物(マイナンバーカード、運転免許証など)

12月2日から受け付け

市営住宅の入居者募集

市では、市営住宅の入居者を次の通り募集します。

申し込み資格は次の要件を全て満たす人

○住宅に困っている

○6カ月以上続けて、市内に居住しているか勤務先がある

○同居しようとする親族がいる（高齢者などは単身で入居できる場合あり）

○市税を滞納していない

○緊急連絡先がある（連帯保証人は不要）

○申込者・同居しようとする親族

団地名 (住所)	募集戸数 (階数)	間取り	入居人数
北団護台団地 (団護台1385-1)	2戸 (2、5階)	3DK (6.5、6、4.5畳)	2人以上
桜川団地 (三里塚248)	3戸 (1、2階)	3K (6、4.5、3畳)	単身可
吾妻南団地 (吾妻2-1-1)	2戸 (3階)	1K (6畳)	単身可
橋賀台団地 (橋賀台3-1)	1戸 (2階)	3K (6、6、3畳)	2人以上

が暴力団員ではない

○所定の方法で算出した世帯の所得月額が15万8、000円以下

（高齢者・障がい者・小学校就学前の子どもがいる世帯などは21万4、000円以下）

家賃希望する住宅や世帯の所得額によって異なる

申込書配布場所は建築住宅課（市役所5階）、下総・大栄支所

申し込み方法は事前に直接または電話で同課（☎20・1564）に

予約してから、12月2日（月）16

日（月）に申込書を同課へ

※くわしくは同課へ。

火葬や式場の利用

八富成田斎場では、遺体の火葬と通夜、告別式を行うことができます。また、霊きゅう車の利用市内の自宅、病院などから斎場までや祭具の貸し出しも受け付けています。

ペットの火葬は、犬・猫・ウサギなどの小動物を対象に、ペット火葬場（八富成田斎場向かい）で行っています。

利用には予約が必要です。予約

※くわしくは同事務局へ。

は同斎場（☎23・4511）で受け付けています。

※くわしくは環境衛生課（☎20・1531）へ。

犯罪被害者支援を考える

千葉県民のつどい

犯罪被害者や家族が尊厳を守られ、適切な配慮や支援を受けられる社会に向けて、千葉県民のつどいを開催します。

日時 12月1日（日）午後1時～3時30分（受け付けは正午から）

会場 千葉県生涯学習センター
内容 犯罪被害者遺族による講演など

参加費 無料

申込方法 11月27日（水）（必着）までに電話・はがき・FAX・Eメールのいずれかで、代表者の住所・氏名・電話番号、参加者の人数を千葉県犯罪被害者支援センター事務局（☎043・225・5451）へ

〒260-0013 千葉市中央区中央3・9・16 大樹生命

千葉中央ビル7階 FAX 043・225・5453 Eメール

info@chibacvs.gr.jp

※くわしくは同事務局へ。

事故防止に努めて

狩猟解禁

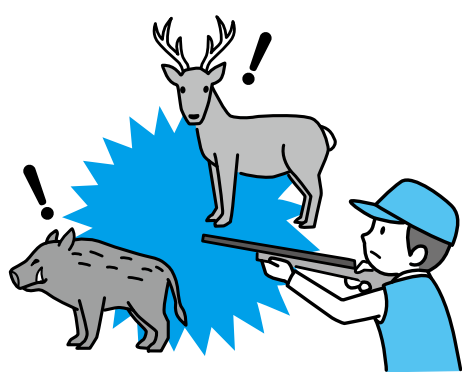
2月15日（土）までは狩猟期間です。

対象地域では、わなや銃器などによる狩猟が行われることがあります。

山林などに出かける場合は、事前に対象地域を確認したり、目立つ色の服を着用したりして、事故防止に努めましょう。また、ハンターの皆さんはマナーを守り、安全な狩猟に努めてください。

対象地域 市内全域（市街地・鳥獣保護区・休猟区・公道・公園・寺社境内・墓地を除く）

※くわしくは県自然保護課（☎043・223・2972）へ。



災害・各種情報を提供する「なりたメール配信サービス」へ登録を

屋外の防災行政無線の放送が聞き取りにくい場合や、外出している場合などでもメールで情報を受け取ることができます。登録は無料です。

配信内容 防災行政無線で放送する防災・消防・防犯情報など

対応言語 日本語、英語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字）、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語

登録方法 右下のQRコードを読み取るか、登録用アドレス（t-narita@sg-p.jp）に空メールを送信して登録する

※防災行政無線の放送内容は防災行政無線テレホンサービス（☎0120-38-3898）でも確認できます。くわしくは危機管理課（☎20-1523）へ。



なりたメール
配信サービス